

令和6年度「神戸市民の環境活動活性化業務」委託
実施要領（公募型プロポーザル）

1 業務名称

令和6年度「神戸市民の環境活動活性化業務」委託

2 業務内容に関する事項

（1）事業目的と概要

別紙「仕様書」のとおり

（2）業務内容

別紙「仕様書」のとおり

（3）事業規模（契約上限額）

金7,505,000円（消費税及び地方消費税込み）

ただし、本公募は令和6年度神戸市一般会計予算の成立を前提に行うものであり、予算の状況によっては、業務内容や委託費を変更し、又はこの募集に基づく契約を締結しないことがある。

（4）契約期間

契約締結日～令和7年3月31日

（5）費用分担

受注者が業務を遂行するにあたり必要となる経費は、契約金額に含まれるものとし、市は、契約金額以外の費用を負担しない。

3 契約に関する事項

（1）契約の方法

神戸市契約規則（昭和39年規則第120号）の規定に基づき、委託契約を締結する。契約内容は本市と協議のうえ、仕様書及び企画提案書に基づき決定する。

なお、契約の締結に際し、万一、応募書類の記載内容に虚偽の内容があった場合は、契約締結をしないことがある。

（2）委託料の支払い

本市の検査を経て、受注者の請求に基づき、支払うこととする。

（3）契約書案

別紙「委託契約書頭書（案）」及び「委託契約約款」参照

（4）契約保証金

免除

（5）その他

契約締結後、当該契約の履行期間中に受託者が神戸市契約事務等からの暴力団等の排除に関する要綱（平成22年5月市長決定）に基づく除外措置を受けたときは、契約の解除を行う。

4 応募資格（資格要件を満たさない場合は、応募を無効とする）

次に掲げる条件のすべてに該当すること。

- （1）当該委託業務の実施に必要な組織、人員、設備、技術・能力等を有していること。

- (2) 令和4・5年度神戸市競争入札参加資格（物品等）を有する、もしくは令和4・5年度神戸市競争入札参加資格（物品等）を有していない場合は、以下の書類を企画提案参加申請時にあわせて提出していること。なお、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第2項の規定により、神戸市から一般競争入札の参加資格を取り消されている事業者を除く。
- ・神戸市税に関する誓約書 兼 調査に関する承諾書（様式第5号）
 - ・直近1年分の法人税（又は所得税）・消費税の納税証明書（その3の3又はその3の2）
 - ・法人登記簿謄本（又は登記事項全部証明書）
- (3) 代表者及び役員に破産者及び禁固以上の刑に処せられている者がいる事業者でないこと。
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく更生手続きまたは再生手続きを行っている事業者でないこと。
- (5) 国税（法人税又は所得税及び消費税（地方消費税を含む））及び神戸市税に滞納がないこと。
- (6) 企画提案時において、神戸市指名停止基準要綱に基づく指名停止を受けていないこと。
- (7) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員が役員又は代表者として、若しくは実質的に経営に関与している団体、その他暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している団体等、神戸市契約事務等からの暴力団等の排除に関する要綱第5条各号に該当する団体でないこと。
- (8) 神戸市内に本社を有し、神戸市の希望する日時・場所に打ち合わせが出来るような体制がとれ、緊急対応時の迅速なやりとりが可能であること。
- (9) 共同企業体の構成員は、単独での応募又は他の共同企業体の構成員として、重複して応募しないこと。
- (10) 単独で応募した者が、他で応募する共同企業体の構成員にならないこと。
- (11) 共同企業体で応募する場合は、共同企業体として（1）の要件を満たすこと。また、共同企業体のすべての構成員が（2）～（10）の要件をすべて満たすこと。

5 スケジュール

| | |
|-------------------|--------------------------|
| 公募開始 | 令和6年1月16日（火）14時以降 |
| 参加申請関係書類・質問書の提出期限 | 令和6年2月1日（木）17時まで |
| 質問書に対する回答 | 令和6年2月9日（金）（予定） |
| 応募書類の提出期限 | 令和6年2月29日（木）17時まで |
| 企画提案審査会の開催 | 令和6年3月上旬～中旬 ※詳細は応募者に別途通知 |
| 選定結果通知・公表 | 令和6年3月中旬（予定） |
| 契約締結・事業開始 | 令和6年4月1日（月）（予定） |

6 応募手続き等に関する事項

（1）実施要領等の交付

| | |
|------|---------------------------------------|
| 交付開始 | 令和6年1月16日（火）14時以降 |
| 交付書類 | ①公募型プロポーザル実施要領（本書） ②仕様書 ③契約書（案） |

| | |
|------|--|
| | ④各種様式 |
| 交付方法 | 下記神戸市ホームページにて掲載 https://www.city.kobe.lg.jp/a36643/business/environmentalactivities24.html ※直接配布、郵送等による配布は行わない。 |

(2) 参加申請手続き

| | |
|------|--|
| 受付期間 | 令和6年1月16日（火）から令和6年2月1日（木）17時まで |
| 提出書類 | ①(様式第1号)参加申込書 ②(様式第2号)誓約書 ③(様式第3号)法人・団体概要（法人・団体のパンフレット等があれば、要添付） ④令和4年度事業報告、令和4年度及び令和5年度事業計画書（任意様式） ⑤令和4年度決算書、令和4年度及び令和5年度予算書（任意様式） ⑥（様式第4号）共同企業体結成届出書 ※共同企業体での応募の場合のみ。なお、共同企業体構成員の①と③も提出すること。 ⑦令和4・5年度神戸市競争入札参加資格（物品等）を有しない場合は、以下のすべての書類（提出日時点で発行日より3カ月以内のものとする） ・(様式第5号)地方税に関する誓約書兼神戸市税に関する調査に対する承諾書 ・直近1年分の法人税（又は所得税）・消費税の納税証明書（その3の3又はその3の2） ・(様式第6号)神戸市契約等からの暴力団関係者排除に係る誓約書 |
| 通知 | 資格要件を満たさなかった場合のみ、参加資格審査申請書受理後に電子メールにて通知する。 |

(3) 質問の受付

| | |
|------|--|
| 受付期間 | 令和6年1月16日（火）から令和6年2月1日（木）17時まで |
| 提出書類 | (様式第7号)質問書 |
| 回答方法 | 参加者全者に対して、令和6年2月9日頃（予定）に電子メールにより回答する。 ※面会又は電話による質問は受け付けない。 なお、質問書への回答を以て、本公募要領及び仕様書の補完とする。 |

(4) 応募書類の提出

| | |
|------|--|
| 受付期間 | 令和6年1月16日（火）から令和6年2月29日（木）17時まで |
| 提出書類 | ①企画提案書（任意様式） 【様式】 A4版（縦横自由）で作成し、表紙、目次をつけ、表紙、目次以外の各ページには一連のページ番号を記載すること。なお、表紙、目次はページ数に含まないものとする。なお、PDFデータに変換すること。 【記載必須項目】 ア) 本業務実施に対する基本方針 |

| | |
|--|---|
| | <p>イ) 本業務実施にあたっての人的な推進体制や具体的な進め方、制作体制の計画 ※再委託を予定している場合は、再委託先の業務内容を明記すること。</p> <p>ウ) 事業管理責任者名・連絡先</p> <p>エ) 仕様書の業務項目に関する事業の提案内容・セールスポイント ※提案に際しては、魅力的な情報発信・広報について、波及効果が期待できるような発信力のある方法を提案すること。</p> <p>オ) 本業務の実施スケジュール。</p> <p>※提案内容は、必ず実施可能な範囲で記載すること。ただし、契約締結に向けた仕様書等の事前協議によっては、一部、提案のとおりを実施しない場合がある。</p> <p>※提案内容は、受託候補先確定後、再度、市と詳細を協議して決定する。</p> |
| | <p>②見積書（任意様式）</p> <p>【様式】 A 4 版（縦横自由）で作成し、PDF データに変換すること。</p> <p>【備考】 ア) 作業項目ごとに詳細の内訳を明記すること。 イ) 本業務の履行のために使用する機材等一式は受託事業者の責任と費用により調達（事業費に計上）すること。 ウ) 見積金額は、契約上限額を超えないこと。</p> |
| | <p>③法人登記簿謄本（又は登記事項全部証明書）</p> <p>※令和 4・5 年度神戸市競争入札参加資格（物品等）を有していない場合のみ。</p> |

(5) 注意事項

応募者が次の事項に該当した場合には失格とする。

- ①本公募要領に定める手続きを遵守しない場合。
- ②応募書類に虚偽の記載をした場合。

(6) 上記（2）～（4）の提出先・提出方法

本要領「8（2）問い合わせ先」のメールアドレスまで、電子メールで送付すること。

※直接提出、郵送等による提出は受け付けない。

7 選定に関する事項

(1) 選定方法

- ①提出された事業企画書・提案等について、見積価格のみならず、訴求力、当該業務への適合性、業務完遂能力などの内容点を評価する企画提案方式により、令和 6 年 3 月上旬～中旬（予定）に神戸市役所にて行う企画提案審査会での審査をもとに受託候補者を決定する。
- ②企画提案審査会の日時等については、参加申請者に対し後日案内を送付する。

(2) 企画提案審査会

- ①応募者は、提案事項の内容説明（プレゼンテーション）を行い、その後、審査員からの質疑を受ける。1 団体につき説明時間は 20 分以内とし、審査員からの質疑時間は 10 分程度とする。なお、

企画提案審査会の出席は原則3名までとする。

②提案内容の説明にあたり、パソコン、プロジェクター、スクリーンは神戸市が用意し、応募者がその他機材を必要とする場合はそれを用意すること。

③新型コロナウイルス感染症の拡大状況等によっては、企画提案審査会をオンラインで開催する。その場合、使用するパソコン及びその他必要な機材を応募者が用意すること。なお、使用するソフトはZoom等を想定しているが、開催方法の詳細については後日通知する。

※通知日は、上記7(1)②に準じる。

④審査項目及び配点

| | 審査項目 | 内容 | 配点 |
|------|---|--|-----|
| 内容 | 事業計画に関する項目 | ・人員配置等、十分な運営体制がとられており、イベントやWEBサイト・SNSの記事作成等に必要な調査や調整の計画が適切か。 | 5点 |
| | 既存 SNS アカウント・WEB サイトを使った若い世代と連携した情報発信に関する項目 | ・本業務の趣旨・目的が市民に広く理解され、波及効果(SNS 投稿のエンゲージメント率やフォロワー数、WEB サイトの PV 数の増加等) が期待できるような発信内容となっているか。 ・インフルエンサーや大学生などを発掘・起用し、若い世代に響く手法を活用した発信内容となっているか。 ・市民アンケート及び本市が別途実施するアンケート調査等について、回答数を増やすことのできる発信内容となっているか。 | 15点 |
| | 市民参加型環境イベントの提案 | ・効果的な広報が見込まれる企画内容になっているか。 ・参加者が環境問題を自分事としてとらえ、自らの行動に移すことができる企画内容となっているか。 ・意見交換会に関して、若者世代の関心を惹き、参加を促進するような手法及びテーマとなっているか。 | 15点 |
| | アースクリーン活動の展開 | ・幅広い世代に興味関心を持ってもらえるような企画内容となっているか。 | 5点 |
| | 解析業務について | ・データ解析結果に基づき、WEB サイトの記事内容や SNS アカウントの投稿方法について、本市へ KPI の観点から改善策を提案できる内容となっているか。 | 5点 |
| 見積金額 | 5点×(1-(見積金額÷契約上限額)) ※小数点以下第1位を四捨五入する。 | | 5点 |
| 合計 | | | 50点 |

⑤審査員1人につき50点を持ち点とし、審査員5人の合計250点満点で評価した点数を評価点とする。

⑥企画提案審査会における審査は、上記に示した審査項目について採点し、評価点が最も高い団体を受託候補者とする。

⑦審査は受託候補者の優先順位を決定するものであり、審査の結果、優先順位が最も高い受託候補者と本市による協議のうえ、より啓発効果が高い事業となるよう提案内容の見直しを行うものとする。

⑧評価点が、最低基準点となる 135 点（内容点の合計の 60%（小数点以下第 1 位を四捨五入））未満の場合は、受託候補者として選定しない。応募者が 1 者の場合も同様の扱いとする。

⑨審査の結果は、審査終了後、応募者全員に通知するとともに、本市ホームページにおいて公開する。

(3) 失格事由

次のいずれかに該当した場合は、選定対象から除外する。

- ① 審査員に対して、直接、間接を問わず、故意に接触を求めること
- ② 他の応募者と企画提案の内容またはその意思について相談を行うこと
- ③ 受託候補者選定終了までの間に、他の応募者に対して企画提案の内容を意図的に開示すること
- ④ 提出書類に虚偽の記載を行うこと
- ⑤ その他選定結果に影響を及ぼすおそれのある不正行為を行うこと
- ⑥ 企画提案書及び見積書等の応募書類が提出期限を過ぎて到着したとき
- ⑦ 見積書に記載の見積金額が本実施要領に定める契約上限額を超過しているとき

8 その他

(1) 提案に要する費用、条件等

①応募書類の提出に係るすべての費用については、応募者の負担とする。

②提出書類等は返却しない。なお、神戸市は必要な範囲において、提出書類等を複写する場合がある。

③提出書類等は、候補者の選定後、神戸市情報公開条例（平成 13 年 7 月条例第 29 号）第 10 条に基づき、非公開情報（個人情報、法人の正当な利益を害する情報等）を除いて、情報公開の対象となる。

④期限後の提出書類の差替え及び再提出は一切受け付けない。

⑤提出書類等に対し、必要に応じて神戸市よりヒアリングを実施する場合がある。

⑥参加申請後に、神戸市指名停止基準要綱に基づく指名停止又は神戸市契約事務等からの暴力団等の排除に関する要綱に基づく除外措置を受けた者の公募型プロポーザル参加は無効とする。

(2) 問い合わせ先

〒651-0086 神戸市中央区磯上通 7-1-5 三宮プラザ EAST 3 階

神戸市環境局環境創造課 環境啓発担当

電話：078-595-6093

メールアドレス：kankyokeihatsu@office.city.kobe.lg.jp

受付時間：土日祝日を除く平日 9 時 00 分～17 時 00 分（12 時 00 分から 13 時 00 分までを除く）